原乳

令和6年3月28日現在

出荷制限区域

- 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
- 富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
- 大熊町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
- 双葉町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
- 浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
- 葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
- 飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）

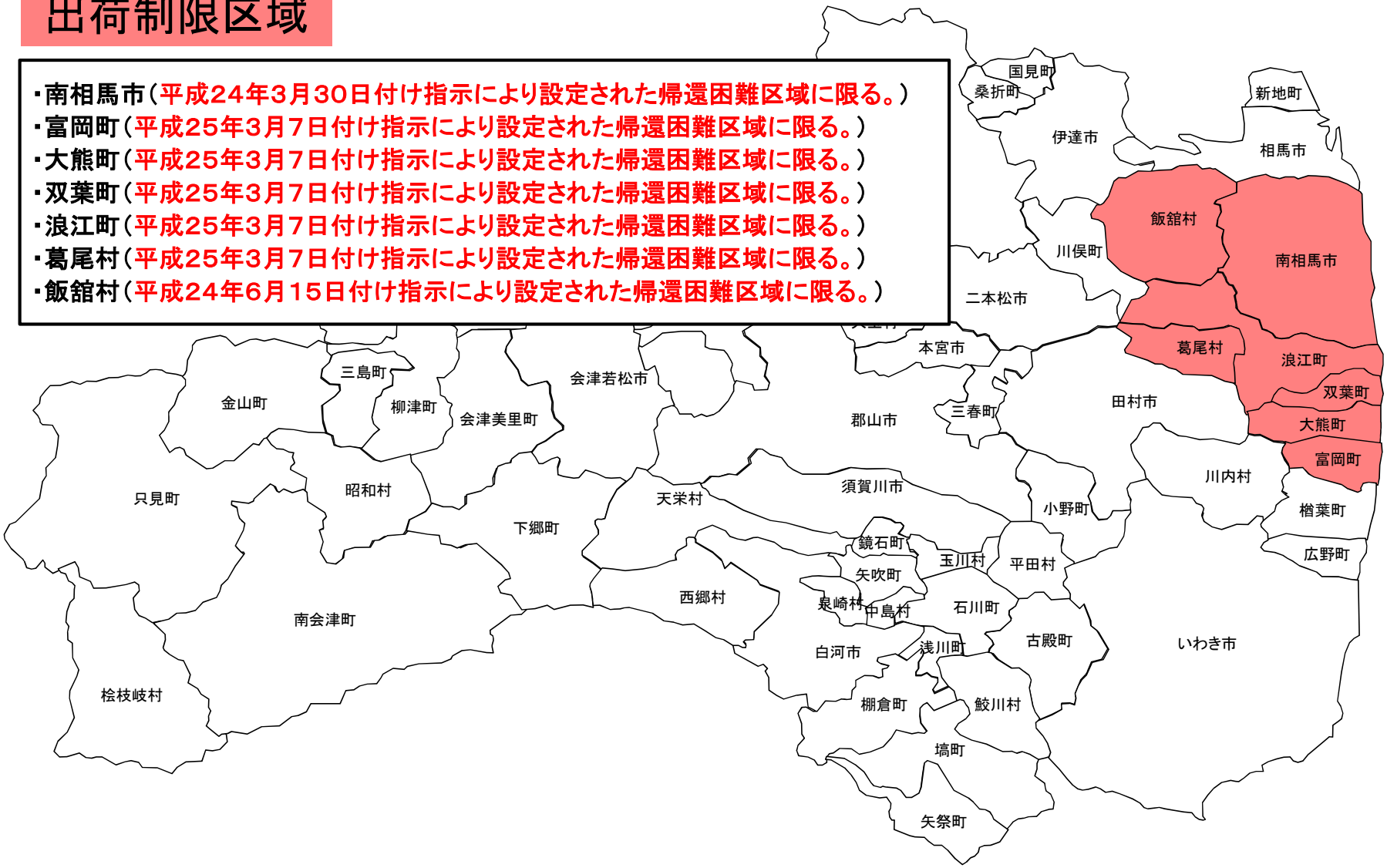

牛

令和6年3月28日現在

県外への移動の制限区域及びと畜場への出荷制限区域

・南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
・富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
・大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
・双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
・浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
・葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
・飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）

ただし、以下の区域において、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
・富岡町（平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）
・大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）
・双葉町（平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）
・浪江町（平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）
・葛尾村（平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）
・飯舘村（平成30年4月20日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）

※12月齢未満の牛については、県外への移動の制限はされていません。

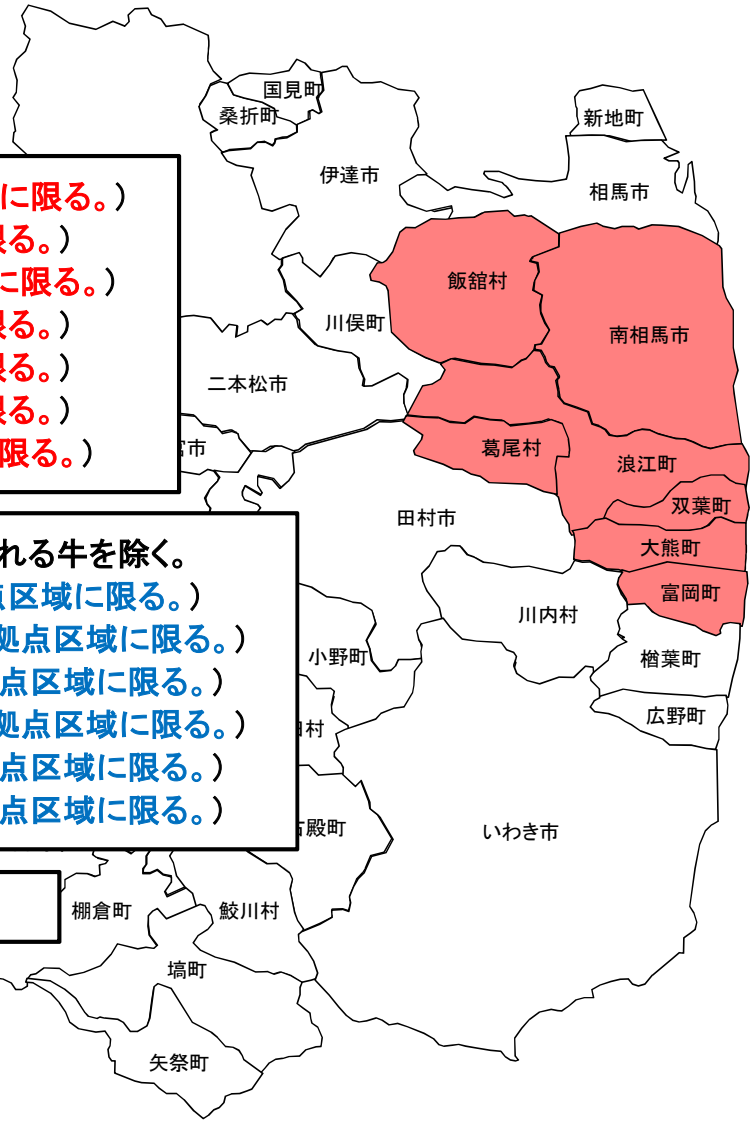

はちみつ（百花蜜に限る。）

令和6年3月28日現在

県からの出荷自粛要請

浪江町内の植物を蜜源として生産された百花蜜に限る。